

令和2年6月10日

林弘法律事務所 山中 理司 様

行政文書の写しの送付について

令和2年6月1日付国管総第144号行政文書開示決定通知書について、行政文書の写しの送付を希望されましたので、別添のとおり送付します。

【参考】送付内訳

- 国税不服審判所の概要

担当課	所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 国税不服審判所 管理室	電話 03-3581-4101 (内 3925)
-----	------------------------------------	--------------------------

国税不服審判所の概要

1 概要

(1) 組織の沿革

国税不服審判所は、課税処分に対する異議処理機構として、昭和25年に国税庁及び国税局の附属機関として設置された「協議団」を前身としている。

協議団設置後、税務当局からの独立や行政の統一性のある運用などの議論を踏まえて取りまとめられた昭和43年7月の税制調査会答申を受け、昭和45年に国税庁の「附属機関」として国税不服審判所が設置された。

その後、昭和59年の大蔵省設置法等の改正により、国税庁の「特別の機関」となった。

(2) 任務と使命

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。

その使命は、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することにある。

(3) 機構・定員

本部のほか、国税局等の所在地に12の支部を置き、そのうち5つの支部に計7つの支所がある。

また、令和元年度の審判所全体の定員は、471名となっており、定員に加え、法曹併任者10名が在籍している。

なお、本部及び各支部（支所を含む。）に国税審判官、国税副審判官、国税審査官等が配置されており、国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官又は検察官出身者を任用している。

(4) 特色

イ 簡易・迅速な手続と不服申立制度前置主義

審査は非公開で、原則、書面審理、手数料は無料であり、簡易・迅速な手続を探っている。

また、処分が大量・回帰的に行われることや、租税事件が専門的・技術的であることを踏まえ、まずは行政段階で紛争の解決を図り、裁判所への濫訴を回避する観点から、不服申立制度前置主義が採られている。

ロ 争点主義的運営

審査請求人と原処分庁の双方から事実関係や主張を十分に把握し、争点に主眼を置いた調査・審理を行っている。

ハ 公正な審理

3名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決を行うことで、公正性の確保を図っている。

ニ 国税庁長官通達に拘束されない裁決

国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができる（国税通則法第99条）。

ホ 裁決は行政部内の最終判断

裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断である。

2 審査請求事務の現状

(1) 事件処理の方針

令和元年6月27日付「令和元事務年度における事務運営に当たり特に留意すべき事項について」（指示）に基づき、次の方針により事件処理を行っている。

- ① 適正な事件処理
- ② 迅速で効率的な事件処理
- ③ 審判の透明性の確保
- ④ 裁決の質的向上
- ⑤ 簡潔、明瞭な裁決書の作成

(2) 審査請求の状況

直近5年間の審査請求件数及び処理件数等は、次のとおりである。

平成28年度の改正通則法の施行により、税務署長が行った処分を含めて国税不服審判所に対する直接審査請求が可能となったことで請求件数は増加してきており、平成30年度は26年度と比べ、約5割増加している。

また、認容割合は、平成30年度は前年度から若干低下し、7.4%となった。

会計年度	26	27	28	29	30
請求件数	2,030件	2,098件	2,488件	2,953件	3,104件
処理件数	2,980件	2,311件	1,959件	2,475件	2,923件
認容割合	8.0%	8.0%	12.3%	8.2%	7.4%
未済件数	1,620件	1,407件	1,936件	2,414件	2,595件

(3) 実績の評価への対応

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ることを業績目標とし、「審査請求の1年以内の処理件数割合」及び「裁決事例の公表の充実」を測定指標として設定している。

（1年以内処理件数割合の推移）

（単位：%）

会計年度	26	27	28	29	30	令和元年度目標値
処理件数割合	92.2	92.4	98.3	99.2	99.5	95

（注）平成29年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定しています。

3 課題への取組

(1) 国税審判官の外部登用

イ 外部登用について

民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、平成19年7月から、弁護士、税理士、公認会計士等の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用している（任期は原則3年）。

また、平成23年度税制改正大綱を受けて、審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官の外部登用を拡大し、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度の50名が外部登用者となった。

今後も、高度な専門的知識や実務経験を有する任期付職員を計画的かつ安定的に採用するため、任期付職員の募集に係る広報・周知等に積極的に取り組む。

（特定任期付職員の採用の推移）

（単位：名）

会計年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	令2
応募者数	51	93	101	76	74	95	96	86	93	97	98
採用数	13	15	16	17	14	13	17	15	16	15	
在職者数	18	31	44	50	50	50	49	50	50	50	

（注） 令和2年7月10日の在職予定者の職種別内訳は、弁護士■名、税理士■名、公認会計士■名である。

ロ 令和3年度採用の公募・採用スケジュール

令和3年度の採用に係るスケジュールは、次のとおりである。

- ① 採用活動開始（審判所HP掲載）
- ② 公募期間
- ③ 書類選考結果通知
- ④ 面接試験
- ⑤ 最終合格者内定（人事院承認）
- ⑥ 採用

(2) 国税不服申立制度の円滑な運用

国税不服申立制度については、平成26年6月の関係法律の改正により、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、標準審理期間の設定、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充などが行われ、平成28年4月1日から施行されている。

改正後は、直接審査請求の割合が7割程度となっており（改正前は2割弱）、請求人の主張の確認及び答弁書提出などに時間要する傾向がある。

そのため、原処分庁から迅速処理についての協力も得ながら、本部及び支部が連携して円滑な運用に取り組むこととしている。

(主な改正事項)

項目	旧制度	新制度
不服申立構造	原則、異議申立前置	再調査の請求又は審査請求の選択制 ※ 異議申立ては再調査の請求に名称変更
審査請求期間 ※ 直接審査請求をする場合	2か月以内	3か月以内
物件の閲覧・謄写	原処分庁が任意で提出した物件に限り、審査請求人及び参加人による閲覧請求のみが可能	審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁）は、審理関係人が任意で提出した物件のほか、担当審判官が職権収集した物件についても閲覧及び謄写の請求が可能
審理の迅速化のための措置	(特段の規定なし)	審査請求について裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める旨の規定など

4 その他

国税不服審判所は、令和2年5月1日に設立50周年の節目を迎えることから、「審判所の認知（知名）度向上」をコンセプトに、令和2年5月に記念式典を、同年9月に記念シンポジウムを開催するなどの取組を実施することとしている。